

平成30年度(2018年度)

監査報告書

(第18回)

行政監査

～防災倉庫、備蓄倉庫及び分散備蓄倉庫の管理及び運用について～

熊本市監査委員

熊 監 発 第 000035 号

平成 31 年 (2019 年) 4 月 23 日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 池田 泰紀

熊本市監査委員 高島 剛一

行政監査の結果について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の期間	1
5	監査の対象	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	
(1)	防災倉庫等の概要について	2
ア	設置根拠について	
イ	設置状況について	
ウ	設置場所について	
エ	防災倉庫の設置状況について	
オ	耐震性地下貯水槽について	
カ	備蓄倉庫の設置状況について	
キ	分散備蓄倉庫の設置状況について	
(2)	防災倉庫等の管理及び運用について	11
ア	防災倉庫等の所管及び管理体制について	
イ	防災倉庫の点検について	
ウ	管理記録簿等（点検報告書を除く）について	
エ	鍵の保管及び貸与について	
オ	関係部署との会議について	
(3)	防災倉庫等の備蓄物資の管理について	19
ア	備蓄物資の状況について	
イ	物資項目の相違及び重複について	
ウ	備蓄物資の棚卸しについて	
エ	備蓄物資の在庫数の把握について	

オ	備品の管理について	
(4)	防災倉庫等の施設の状況について	27
ア	施設の管理状況について	
イ	倉庫内の整理整頓について	
(5)	備蓄物資の整備（購入）計画及び処分について	31
ア	備蓄物資の整備（購入）計画について	
イ	備蓄物資の処分について	
(6)	地域団体との連携について	35
ア	自主防災クラブについて	
イ	校区防災連絡会について	
ウ	避難所運営委員会について	
9	まとめ	36

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「防災倉庫、備蓄倉庫及び分散備蓄倉庫の管理及び運用について」

3 監査の目的

平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、市内の避難者数は最大で 11 万人に上り、改めて震災発生直後の初動態勢及び災害に備えた非常食糧や生活物資等の備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）の確保等の重要性を再認識させられたところである。本市においては、市民・地域・行政の災害対応力の強化を目的として策定されている「熊本市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）が適宜見直され、災害発生時に必要な備蓄物資については、市内各所に設置されている防災倉庫、備蓄倉庫及び分散備蓄倉庫（以下「防災倉庫等」という。）において管理がなされているところである。

このような状況の中、被災から 2 年が経ち、災害対策の中でも特に災害後の被災者の生命維持に直結する防災倉庫等の管理及び運用状況について、規程等に沿って管理が行われているかを検証し、今後の適切な管理及び運用に資することを目的とする。

4 監査の期間

平成 30 年（2018 年）6 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 29 日

5 監査の対象

対象事務 防災倉庫等の管理及び運用に係る事務事業

対象部局 危機管理防災総室、健康福祉政策課、スポーツ振興課、公園課、東部土木センター、西部土木センター、各区役所福祉課、各区役所まちづくりセンター、消防局、上下水道局、教育委員会事務局

対象施設 防災倉庫（10 倉庫）、備蓄倉庫（14 倉庫）、分散備蓄倉庫（151 倉庫）

6 監査の方法

防災倉庫等の管理及び運用に関する資料の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類審査を行うとともに、防災倉庫等について必要に応じて実地監査を行った。

【実地監査を行った防災倉庫等】

	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区
防災倉庫	白川公園	錦ヶ丘公園	池上中央公園	平成中央公園	楠中央公園
備蓄倉庫	—	託麻まちづくりセンター	河内公民館	南区役所	龍田まちづくりセンター
分散 備蓄倉庫	白川小学校	長嶺小学校	城山小学校	隈庄小学校	龍田小学校
	白川中学校	長嶺中学校	花陵中学校	日吉中学校	楠中学校
	必由館高校	—	—	—	—

7 監査の着眼点

監査を実施するに当たって、主な着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 防災倉庫等の概要について
- (2) 防災倉庫等の管理及び運用について
- (3) 防災倉庫等の備蓄物資の管理について
- (4) 防災倉庫等の施設の状況について
- (5) 備蓄物資の整備（購入）計画及び処分について
- (6) 地域団体との連携について

8 監査の結果

- (1) 防災倉庫等の概要について

ア 設置根拠について

本市では、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、防災計画が策定されている。

この防災計画に基づき、地域における防災活動の支援のために防災倉庫等に備蓄物資を分散備蓄するとされおり、公園やまちづくりセンター、小・中学校などに防災倉庫等が設置されている。

なお、防災倉庫等のうち、防災倉庫及び備蓄倉庫の維持管理等に関することは、熊本市防災倉庫に関する維持管理規程（以下「防災倉庫規程」という。）及び熊本市備蓄倉庫に関する維持管理規程（以下「備蓄倉庫規程」という。）を定め、災害時に的確に使用できるよう関係部署により維持管理が行われている。

イ 設置状況について

本市では、市内5つの区に175の防災倉庫等が設置されており、その内訳は防災倉庫が10倉庫、備蓄倉庫が14倉庫、分散備蓄倉庫が151倉庫である。

防災倉庫等の設置状況は、表1のとおりである。

【表1】防災倉庫等の設置状況

(単位：倉庫)

区 分	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区	合 計
防災倉庫	3	3	2	1	1	10
備蓄倉庫	0	1	3	6	4	14
分散 備蓄倉庫	33	30	25	31	32	151
合 計	36	34	30	38	37	175

平成30年（2018年）4月1日現在

ウ 設置場所について

本市の防災倉庫等の設置場所については、倉庫の種別に応じ大きく分かれている。防災倉庫は全て公園内に設置されており、備蓄倉庫は主にまちづくりセンター、分散備蓄倉庫は主に小・中学校に設置されている。

防災倉庫等の設置場所の状況及び分布は、表2及び図1のとおりである。

【表2】防災倉庫等の設置場所の状況

(単位：倉庫)

区 分	公園	区役所	まちづくり センター	出張所	公民館	分室	小学校	中学校	高校	スポーツ センター	その他	合 計
防災倉庫	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
備蓄倉庫	0	2	10	0	1	1	0	0	0	0	0	14
分散 備蓄倉庫	0	3	2	1	0	0	96	42	2	2	3	151
合 計	10	5	12	1	1	1	96	42	2	2	3	175

平成30年（2018年）4月1日現在

※防災倉庫10倉庫が設置してある公園の種別は、都市計画法施行規則第7条第1項第5号に規定されている近隣公園である。

※分散備蓄倉庫のその他の3倉庫は、火の君文化センター、勤労青少年ホーム、龍田体育館に設置されている。

エ 防災倉庫の設置状況について

市内 10 箇所に設置されている防災倉庫は、鉄筋コンクリート造の平屋建て 66 m²で、誘致距離 500mの範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置されている近隣公園に設置されている。このうち、9 箇所に耐震性地下貯水槽が埋設されている。

防災倉庫の設置状況は、表 3 のとおりである。

【表 3】防災倉庫の設置状況

番号	区	設置場所	所在地	所管	耐震性地下貯水槽の有無（貯水量）
1	中央区	渡鹿公園	中央区渡鹿1丁目15-1	東部土木センター	○（100トン）
2		八王寺中央公園	中央区八王寺1075	東部土木センター	○（100トン）
3		白川公園	中央区草葉町5-1	消防局	○（100トン）
4	東区	秋津中央公園	東区東野2丁目26-1	消防局	○（100トン）
5		錦ヶ丘公園	東区錦ヶ丘8-1	東部土木センター	○（100トン）
6		山ノ内中央公園	東区山ノ内3丁目2	東部土木センター	×
7	西区	蓮台寺公園	西区蓮台寺4丁目14	西部土木センター	○（100トン）
8		池上中央公園	西区池上町484	西部土木センター	○（60トン）
9	南区	平成中央公園	南区馬渡1丁目63	西部土木センター	○（100トン）
10	北区	楠中央公園	北区楠3丁目10-1	消防局	○（100トン）

平成30年（2018年）4月1日現在

【写真 1】防災倉庫



〔防災倉庫外観〕



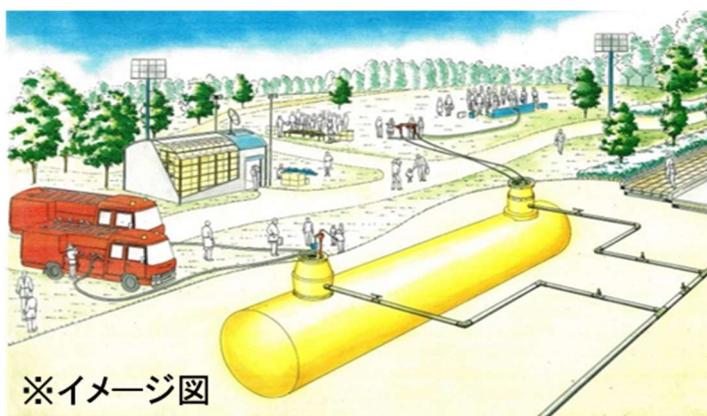
〔防災倉庫内部〕

オ 耐震性地下貯水槽について

耐震性地下貯水槽は、防災倉庫が設置されている近隣公園 9 箇所の地下に埋設されており、合計で 860 t の水が確保できるようになっている。大規模な地震が発生した際などに、火災時の初期消火用水や飲料水、生活用水として利用できる。

貯水槽内は常時水道水が流れ、地震等で水道管が破損した場合に自動的に緊急遮断弁が作動し、汚濁水の流入を防止する構造となっている。各貯水槽内には 100 t（池上中央公園は 60 t）の水が確保でき、この量は、飲料水として使用する場合、一人一日 3ℓが必要であるとされていることから、約 10,000 人（池上中央公園は 6,000 人）の 3 日分に相当する量である。

【図 2】耐震性地下貯水槽イメージ図



【写真 2】耐震性地下貯水槽設置イメージ



カ 備蓄倉庫の設置状況について

市内 14 箇所に設置されている備蓄倉庫のうち、12 倉庫は備品登録がされている約 14 m²のアルミ合金コンテナ製倉庫であり、残り 2 倉庫は、庁舎内の空室などを備蓄倉庫として使用されている。備蓄倉庫は、指定避難所であり災害情報を収集する機能を持つ防災拠点の区役所やまちづくりセンター等に設置されている。

備蓄倉庫の設置状況は、表 4 のとおりである。

【表4】 備蓄倉庫の設置状況

番号	区	設置場所	所在地	所管
1	東区	託麻まちづくりセンター	東区長嶺東7丁目11-15	健康福祉政策課
2	西区	河内公民館	西区河内町船津791	
3		花園まちづくりセンター	西区花園5丁目8-3	
4		芳野分室	西区河内町野出1410-51	
5	南区	南区役所	南区富合町清藤405-3	
6		飽田まちづくりセンター	南区会富町1333-1	
7		天明まちづくりセンター	南区奥古閑町2035	
8		城南まちづくりセンター (※1)	南区城南町1050	
9		幸田まちづくりセンター	南区幸田2丁目4-1	
10		南部まちづくりセンター	南区南高江6丁目7-35	
11	北区	北区役所 (※2)	北区植木町岩野238-1	
12		北部まちづくりセンター	北区鹿子木町66	
13		清水まちづくりセンター	北区清水亀井町10-7	
14		龍田まちづくりセンター	北区龍田弓削1丁目1-10	

平成30年（2018年）4月1日現在

※1 城南まちづくりセンターは、庁舎内の空室を使用。

※2 北区役所は、既存倉庫の一角を使用。

【写真3】 備蓄倉庫



〔備蓄倉庫外観〕



〔備蓄倉庫内部〕

キ 分散備蓄倉庫の設置状況について

市内 151 箇所に設置されている分散備蓄倉庫は、備品登録がされている約 3.5 m²の簡易倉庫であり、発災初動時の避難者への支援を行うため、指定避難所である小・中学校等に設置されている。

分散備蓄倉庫の設置状況は、表 5 及び表 6 のとおりである。

【表 5】分散備蓄倉庫の設置状況

(単位：倉庫)

区 分	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区	合 計
小学校	19	18	17	21	21	96
中学校	11	9	6	8	8	42
高校	1	0	1	0	0	2
区役所	1	1	1	0	0	3
まちづくりセンター	0	2	0	0	0	2
出張所	1	0	0	0	0	1
スポーツセンター	0	0	0	1	1	2
その他	0	0	0	1	2	3
合 計	33	30	25	31	32	151

平成30年（2018年）4月1日現在

※その他の3倉庫のうち、南区の1倉庫は火の君文化センター、北区の2倉庫は勤労青少年ホーム、龍田体育館に設置されている。

【写真 4】分散備蓄倉庫



〔分散備蓄倉庫外観〕



〔分散備蓄倉庫内部〕

【表6】分散備蓄倉庫の設置状況

番号	区	小学校区	設置場所	番号	区	小学校区	設置場所
1	中央区	出水	出水小学校	45	東区	健軍東	東町中学校
2		出水南	出水南小学校	46			東区役所
3			出水中学校	47		桜木	桜木小学校
4			出水南中学校	48		桜木東	桜木東小学校
5			一新	一新小学校			49
6		西山中学校		50		託麻北	託麻北小学校
7		大江	大江小学校	51			東部中学校
8			白川中学校	52		託麻西	託麻西小学校
9			大江出張所	53		託麻東	託麻東小学校
10		帯山	帯山小学校	54			二岡中学校
11		帯山西	帯山西小学校	55		託麻南	託麻南小学校
12			帯山中学校	56		月出	月出小学校
13		黒髪	黒髪小学校	57		長嶺	長嶺小学校
14			桜山中学校	58			長嶺中学校
15			竜南中学校	59		西原	西原小学校
16			市立必由館高校	60			西原中学校
17		慶徳	慶徳小学校	61		東町	東町小学校
18		向山	向山小学校	62		山ノ内	山ノ内小学校
19			江南中学校	63		若葉	若葉小学校
20		壺川	壺川小学校	64		池田	池田小学校
21			京陵中学校	65			井芹中学校
22		五福	五福小学校	66		池上	池上小学校
23		城東	城東小学校	67			三和中学校
24			藤園中学校	68		小島	小島小学校
25			中央区役所	69			城西中学校
26		白川	白川小学校	70			西区役所
27		砂取	砂取小学校	71		春日	春日小学校
28		碩台	碩台小学校	72		河内	河内小学校
29		託麻原	託麻原小学校	73			河内中学校
30		白山	白山小学校	74			河内小学校白浜分校
31		春竹	春竹小学校	75		城山	城山小学校
32			江原中学校	76		城西	城西小学校
33		本荘	本荘小学校	77			市立千原台高校
34	秋津	秋津小学校	78	白坪	白坪小学校		
35		東野中学校	79		花陵中学校		
36		秋津まちづくりセンター	80	高橋	高橋小学校		
37	泉ヶ丘	泉ヶ丘小学校	81	中島	中島小学校		
38	画図	画図小学校	82	花園	花園小学校		
39	尾ノ上	尾ノ上小学校	83	古町	古町小学校		
40		錦ヶ丘中学校	84	旧松尾北	旧松尾北小学校		
41		東部まちづくりセンター	85	旧松尾西	旧松尾西小学校		
42	健軍	健軍小学校	86	旧松尾東	旧松尾東小学校		
43		湖東中学校	87	芳野	芳野小学校		
44	健軍東	健軍東小学校	88		芳野中学校		

番号	区	小学校区	設置場所
89	南区	飽田東	飽田東小学校
90			飽田中学校
91		飽田西	飽田西小学校
92		飽田南	飽田南小学校
93		奥古閑	奥古閑小学校
94			天明中学校
95		川口	川口小学校
96		川尻	川尻小学校
97			城南中学校
98		隈庄	隈庄小学校
99			下益城城南中学校
100			城南総合スポーツセンター
101			火の君文化センター
102		城南	城南小学校
103		杉上	杉上小学校
104		銭塘	銭塘小学校
105		田迎	田迎小学校
106			託麻中学校
107		田迎西	田迎西小学校
108		田迎南	田迎南小学校
109		中緑	中緑小学校
110	日吉	日吉小学校	
111	日吉東	日吉東小学校	
112		日吉中学校	
113	御幸	御幸小学校	
114	力合	力合小学校	
115		力合中学校	
116	力合西	力合西小学校	
117	富合	富合小学校	
118		富合中学校	
119	豊田	豊田小学校	

番号	区	小学校区	設置場所
120	北区	麻生田	麻生田小学校
121		植木	植木小学校
122			五霊中学校
123		川上	川上小学校
124			北部中学校
125		楠	楠小学校
126		桜井	桜井小学校
127			鹿南中学校
128		山東	山東小学校
129		清水	清水小学校
130		城北	城北小学校
131			清水中学校
132		田底	田底小学校
133		田原	田原小学校
134		高平台	高平台小学校
135		龍田	龍田小学校
136			龍田中学校
137			龍田体育館
138		龍田西	龍田西小学校
139		西里	西里小学校
140		楡木	楡木小学校
141	楠中学校		
142	菱形	菱形小学校	
143	北部東	北部東小学校	
144		勤労青少年ホーム	
145	武蔵	武蔵小学校	
146		武蔵中学校	
147	山本	山本小学校	
148		植木総合スポーツセンター公園	
149	吉松	吉松小学校	
150		植木北中学校	
151	弓削	弓削小学校	

平成30年（2018年）4月1日現在

(2) 防災倉庫等の管理及び運用について

ア 防災倉庫等の所管及び管理体制について

(7) 防災倉庫の所管及び管理について

防災倉庫規程によれば、関係部署については、事務局を危機管理防災総室に置き、健康福祉政策課、各区役所福祉課、各土木センター及び消防局の職員をもって構成するとされている。また、これらの関係部署により、規程に掲げられている財産の区分に応じ、所管及び管理業務が行われている。

防災倉庫の所管及び管理の状況は、表7のとおりである。

【表7】 防災倉庫の所管及び管理の状況

区 分	所 管		修 理
建築物	東部土木センター（4倉庫）		各土木センター （電気料金の支払は、 土木総務課）
	西部土木センター（3倉庫）		
	消防局（3倉庫）		
資機材	危機管理防災総室		
非常食糧及び生活物資	健康福祉政策課及び各区役所福祉課		
説明版	各土木センター		
区 分	所 管	点 検	修 理
消防用ポンプ機械	消防局		
防災倉庫用発電機	所管は建築物と同様	消防局	各土木センター
緊急時給水装置			
避難所用発電機	危機管理防災総室	消防局	危機管理防災総室
耐震性地下貯水槽	所管は建築物と同様	協定締結により 上下水道局	所管は建築物と同様

(イ) 備蓄倉庫の所管及び管理について

備蓄倉庫規程によれば、防災倉庫と同様に関係部署については、事務局を危機管理防災総室に置き、健康福祉政策課及び各区役所福祉課並びに関係する総合出張所又は出張所（組織改編により、現まちづくりセンター）の職員をもって構成するとされている。また、これらの関係部署により規程に掲げられている財産の区分に応じ、所管及び管理業務が行われている。

備蓄倉庫の所管及び管理の状況は、表8のとおりである。

【表 8】 備蓄倉庫の所管及び管理の状況

区 分	所 管	修 理
コンテナ	健康福祉政策課	
非常食糧及び生活物資	健康福祉政策課、各区役所福祉課	

(ウ) 分散備蓄倉庫の所管及び管理について

分散備蓄倉庫については、規程が制定されておらず、運用として危機管理防災総室及び健康福祉政策課が所管及び管理業務を行っている。

分散備蓄倉庫の所管及び管理の状況は、表 9 のとおりである。

【表 9】 分散備蓄倉庫の所管及び管理の状況

区 分	所 管	修 理
倉庫	危機管理防災総室	
資機材	危機管理防災総室	
非常食糧及び生活物資	健康福祉政策課	

(エ) 棚卸しの実施体制について

防災倉庫及び備蓄倉庫の棚卸しについては、防災倉庫規程及び備蓄倉庫規程の規定に基づき、関係部署において実施することとされている。また、規程が制定されていない分散備蓄倉庫についても、備蓄物資を所管している危機管理防災総室及び健康福祉政策課が実施主体となり、学校等の施設管理者及び指定避難所ごとに配置されている避難所担当職員により、棚卸しを実施することとされている。そして、全倉庫の棚卸し結果の取りまとめは、健康福祉政策課が行うこととされている。

棚卸しの実施体制の状況は、表 10 のとおりである。

【表 10】 棚卸しの実施体制の状況

区 分	実 施 主 体	実 施 者	取 り ま と め
防災倉庫	危機管理防災総室 及び健康福祉政策課	健康福祉政策課、各区役所福祉課	健康福祉政策課
備蓄倉庫		各区役所福祉課、関係する総合出張所又は出張所	
分散備蓄倉庫		学校等の施設管理者及び避難所担当職員	

上記(ア)～(エ)のように、倉庫本体、備蓄物資の所管並びに管理体制は、多数の部局にまたがっている状況であり、棚卸しの実施体制も複雑化している。

[指摘事項 1]

平成 19 年度（2007 年度）に実施した行政監査「防災倉庫及び備蓄倉庫の管理運営に関する事務について」（以下「平成 19 年度（2007 年度）行政監査」という。）において、所管及び管理責任が多数の部局にまたがっていることに対し、全てを一元化するのは難しい面があるにしても、よりふさわしいと考えられるところできるだけ集約することが望まれるという意見を付し、所管及び管理責任の担当部局について、関係部局協議により検討されたいと指摘している。このことについては、平成 20 年（2008 年）6 月に防災倉庫及び備蓄倉庫における維持管理規程が制定され、財産の所管や管理担当部局の明確化などの措置が講じられている。

その後、平成 24 年（2012 年）4 月の指定都市移行に伴い、災害対策、避難所開設及び運営に関する業務が区ごとで所管されたことにより、管理規程も改正されているところである。また、熊本地震の経験から、指定避難所には新たに避難所担当職員が配置されるなど、本市の防災組織体制は大きく見直されている。

しかしながら、今回の監査において、防災倉庫等における棚卸しが実施されていない、備蓄物資が把握されていない、関係部署と情報共有化を図るための会議が開催されていないなどの不適切な事項が見受けられている。これは、所管及び管理体制における責任部署が明確になっていないことが一つの要因と考えられ、九州北部豪雨や熊本地震などの被災経験を踏まえた管理体制とは言い難く、有効性や効率性を欠いた体制と言える。

災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行う上においても、危機管理防災総室においては、本市の防災対策の総括的な部署であることを十分に認識し、さらに機能的な体制となるよう管理体制を見直されたい。また、関係部署においては、規程上における所管業務の遂行の徹底を図られたい。

(オ) 分散備蓄倉庫の管理規程について

現在、市内小・中学校を中心に 151 箇所分散備蓄倉庫が設置してあるが、その管理規程が定められずに運用されている状況であった。

災害時に的確に使用できるよう分散備蓄倉庫についても、防災倉庫や備蓄倉庫と同様に、関係部署における財産の所管や管理担当部署の明確化などのため、管理規程を定められたい。

イ 防災倉庫の点検について

(7) 建築物（防災倉庫）の点検について

建築物（防災倉庫）の点検については、防災倉庫規程に点検の実施者、点検頻度及び時期が明記されていないが、関係部署により点検及び修理が行われている。

建築物（防災倉庫）の点検体制の状況は、表 11 のとおりである。

【表 11】 建築物（防災倉庫）の点検体制の状況

番号	区	名称	所管	点検実施者	点検頻度	修理実施者	
1	中央区	渡鹿公園	東部土木センター	東部土木センター	年2回	各土木センター	
				消防局	月1回		
2		八王寺中央公園	東部土木センター	東部土木センター	年2回		
				消防局	月1回		
3		白川公園	消防局	消防局	月1回		
4		秋津中央公園	消防局	東部土木センター	年2回		
				消防局	月1回		
5		東区	錦ヶ丘公園	東部土木センター	東部土木センター		年2回
					消防局		月1回
6		山ノ内中央公園	東部土木センター	東部土木センター	年2回		
	消防局			月1回			
7	西区	蓮台寺公園	西部土木センター	西部土木センター	年2回		
				消防局	月1回		
8		池上中央公園	西部土木センター	西部土木センター	年2回		
				消防局	月1回		
9	南区	平成中央公園	西部土木センター	西部土木センター	年2回		
				消防局	月1回		
10	北区	楠中央公園	消防局	消防局	月1回		

上記のとおり、点検の頻度は異なるが各土木センターは年2回、消防局は毎月建築物の点検を行っていることから、重複して点検を行っている倉庫が10倉庫中8倉庫で見受けられた。

また、土木センターが行っている年2回の点検は、公園施設の点検の中で行われており、公園施設の「定期点検報告書」を使用して、倉庫の外観のみの点検が行われていた。そのため、防災倉庫規程上の様式で定めてある放送設備、屋内照明、換気装置などの付帯設備についての項目が点検されていない状況であった。

今回見受けられた事項は、防災倉庫規程に点検の実施者、点検頻度及び時期が明記されていないことが原因となり、一部の建築物（防災倉庫）の点検が土木センターと消防局で重複して行われる事態が発生しているものと考えられる。

建築物（防災倉庫）の点検については、点検の実施者、点検頻度及び時期を

明確にするとともに、重複した点検が発生しないよう点検業務の効率性を考慮され、体制の見直しを検討されたい。

(イ) 機械の点検について

防災倉庫に配備してある機械の点検については、防災倉庫規程において点検の実施者、点検頻度、修理実施者及び点検報告書の様式が機械ごとに規定されている。

防災倉庫における機械の点検体制の状況は、表 12 のとおりである。

【表 12】 防災倉庫における機械の点検体制の状況

区 分	所 管	点 検 実 施 者	点 検 頻 度	修 理 実 施 者
消防用ポンプ機械	消防局	消防局	月1回	消防局
防災倉庫用発電機	建築物と同様			各土木センター
緊急時給水装置				
避難所用発電機	危機管理防災総室			危機管理防災総室

点検報告書の確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・ 防災倉庫規程によれば、消防局により月 1 回の点検を実施するとされているが、一部の倉庫で最大 1 年（平成 29 年（2017 年）6 月から平成 30 年（2018 年）5 月まで）の期間、点検が行われていなかった。点検実施者である消防局に確認を行ったところ、人事異動による業務の引継ぎ漏れや、規程を把握していなかったことから、点検業務の漏れが生じたものとのことであった。
- ・ 数年前の点検時から「不良」との点検結果が継続していた。
- ・ 不良箇所について、点検実施者から修理実施者への連絡手段は電話による報告とのことであり、双方に連絡の齟齬が生じていた。

防災倉庫に配備してある機械は、当然災害時に使用できる状態になっていなければならないものであり、防災倉庫規程においても、機械の正常な状態を確保するため、機械の点検等が規定されている。

しかし、一部の倉庫においては、最大で 1 年の点検漏れがあったり、機械の「不良」が数年前から継続していたりしていることなどから、災害時に問題なく機械の使用ができるものとは言い難い。

災害時に備え、万全を期すためにも、消防局においては、担当職員に対し防災倉庫規程の把握を徹底の上、月 1 回の点検を確実に実施されたい。また、点検実施者と修理実施者との間に連絡の齟齬が生じないように、修理の連絡や修理

完了の報告など、文書等により確実な連絡体制を整えられたい。

さらに、未点検の時期が長期間発生していたことなどからも、総括的な部署に点検報告を行うようにするなど、管理体制について検討されたい。

(ウ) 耐震性地下貯水槽の点検について

防災倉庫規程によれば、耐震性地下貯水槽の点検については、上下水道局と協定を締結し、適正に行うとされている。

協定書及び維持管理報告書の確認を行ったところ、適正に行われていることを確認した。

耐震性地下貯水槽の点検体制の状況は、表 13 のとおりである。

【表 13】耐震性地下貯水槽の点検体制の状況

所 管	協定締結 担当部署	点 検 実 施 者	修 理 実 施 者
東部土木センター（4倉庫中3倉庫） ※1倉庫は耐震性地下貯水槽の配備無	公園課	協定締結により 上下水道局	各土木センター
西部土木センター（3倉庫）			
消防局（3倉庫）	消防局		消防局

ウ 管理記録簿等（点検報告書を除く）について

防災倉庫規程及び備蓄倉庫規程によれば、倉庫の維持管理を適正に行うため、様式を定め記録簿を整備するとされており、確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

<非常食糧及び生活物資（様式第1号）>

<備蓄品一覧表（様式第1号）>

（防災・備蓄倉庫共通）

- ・倉庫内に備え付けられているものは、旧課名の記載があり、記載内容も古いものであった。

<倉庫出入り者管理記録簿（様式第2号）>

（防災倉庫）

- ・少なくとも点検時の記載がなされているべきであるが、ほとんどの倉庫で一定期間（最大で4箇年）の出入り者の記録が記載されていなかった。

（備蓄倉庫）

- ・半数の倉庫で記録簿自体が作成されていなかった。
- ・少なくとも棚卸し時の記載がなされているべきであるが、ほとんどの倉庫で一定期間（最大で3箇年）の出入り者の記録が記載されていなかった。

<備蓄物資管理台帳（様式第3号）>

（防災倉庫）

- ・事前に台帳の提出を求めたが、提出されなかったため詳細は不明だが、実地監査を行った5倉庫に台帳は備え付けられていたものの、3倉庫では全く記載されておらず、2倉庫では平成23年（2011年）3月あるいは平成28年（2016年）4月以降の記載がされていない状況であった。

（備蓄倉庫）

- ・半数の倉庫で台帳自体が作成されていなかった。
- ・台帳が作成されていたほとんどの倉庫で記載がされていない状況であり、記載があった2倉庫でも平成25年（2013年）2月あるいは平成27年（2015年）9月以降の記載がされていない状況であった。

（防災・備蓄倉庫共通）

- ・規程上の様式は、「持ち出し品目」の項目のみについての記載となっており、備蓄物資の「受払簿」としての機能を有していなかった。

[指摘事項2]

平成19年度（2007年度）行政監査において、備蓄物資の管理に必要な書類の整備を早急に行うとともに、備付けが必要な書類は倉庫にも備え付けて適正な管理に努められたいと指摘している。

このことについては、平成20年（2008年）6月に管理規程が制定され、倉庫の維持管理を適正に行うために、管理記録簿等の様式を整備する措置が講じられている。

しかしながら、今回の監査において、記録簿等自体が作成されていなかったり、必要な記載がされていなかったりなどの不備が見受けられた。

さらに、様式第3号においては、平成19年度（2007年度）行政監査の指摘の趣旨が活かされておらず、備蓄物資の「受払簿」としての機能を有していないため、台帳の数量と実数が食い違うなどの不適切な管理に繋がっている。

備蓄物資の管理を適切に行うためにも、管理記録簿等の作成、記載を徹底されたい。また、様式第3号については、様式の見直しを検討されたい。

エ 鍵の保管及び貸与について

防災倉庫等の鍵については、危機管理防災総室及び関係部署により保管及び貸与されている。

鍵の保管及び貸与の状況は、表14のとおりである。

【表 14】 鍵の保管及び貸与の状況

区 分	防災倉庫	備蓄倉庫	分散備蓄倉庫
マスターキーの保管	危機管理防災総室	健康福祉政策課	危機管理防災総室
鍵の保管	消防局、各土木センター、健康福祉政策課、各区役所福祉課	各区役所福祉課、関係する総合出張所又は出張所	キーボックス（※1）
スペアキーの保管	-	危機管理防災総室	避難所担当職員（※2） 施設管理者（学校等）
鍵の貸与	消防局 ↓ 地元消防団、 自主防災クラブ会長 各土木センター ↓ 地元自治会長	-	-

※1 学校に設置されている分散備蓄倉庫については、キーボックスにより保管されている。学校以外に設置されている分散備蓄倉庫については、順次キーボックスによる保管に切り替えられる予定。

※2 キーボックスによる保管への切り替えにより、順次スペアキーを危機管理防災総室へ返却している。

鍵の保管及び貸与の状況の確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・防災倉庫規程では、消防局が自主防災クラブ会長へ貸与することとされているが、危機管理防災総室が貸与を行っていた。

規程とは異なる運用を行っていることから、その運用の是非について検討され、必要があれば規程の見直しをされるとともに、分散備蓄倉庫についても適切な運用ができるよう、規程の制定について検討されたい。

オ 関係部署との会議について

防災倉庫規程及び備蓄倉庫規程によれば、関係部署は、倉庫に関する情報の共有化を図るための会議を、年1回、4月に開催するとされ、会議の招集は、危機管理防災総室副室長が行うとされている。また、会議に先立ち倉庫の棚卸しを実施するとされている。

会議の開催状況について、会議招集の所管課である危機管理防災総室に確認を行ったところ、会議録は存在せず、詳細は不明であるが、数年間、会議は開催されていない状況であった。さらに、棚卸しについても、実施していない倉庫が平成30年（2018年）4月15日時点で175倉庫中72倉庫であった。

[指摘事項 3]

平成 19 年度（2007 年度）行政監査において、関係部局が情報を共有する体制が確立されていないことに対し、相互の連携が不十分であり、バラバラに管理が行われていて統括的に管理するところがなく、災害時に円滑かつ迅速な対応ができるか懸念されると意見を付し、定期的な関係部局打合せ会議の開催などにより情報を共有する体制を整備するとともに、防災倉庫及び備蓄倉庫の総括的な管理に努められたいと指摘している。

このことについては、平成 20 年（2008 年）6 月に管理規程が制定され、危機管理防災総室が事務局となり、会議を年 1 回開催するとの措置が講じられている。

しかしながら、今回の監査において、会議が開催されていないなどの不適切な事項が見受けられたのは、この管理規程が形骸化していることによるものと言わざるを得ない。

危機管理防災総室においては、本市の防災対策における総括的な部署であることを十分に認識した上で、関係部署と備蓄物資の在庫状況や倉庫の点検状況等の情報共有化を図るためにも、毎年 4 月に全庁的に実施されている震災対処実動訓練に合わせ棚卸しを実施し、管理規程に基づいて関係部署との会議を開催されたい。

なお、その会議の際には分散備蓄倉庫の棚卸しに係る状況についても情報共有を図られたい。

(3) 防災倉庫等の備蓄物資の管理について

ア 備蓄物資の状況について

防災計画によれば、防災倉庫及び備蓄倉庫における備蓄物資については、非常食糧及び生活物資に区分し「標準備蓄物一覧表」に記載され、また、防災倉庫における資機材については、「防災倉庫一覧表」に記載され、それぞれの標準的な配備数量を備えるものとされている。そして、分散備蓄倉庫については、熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル（以下「供給マニュアル」という。）において、「分散備蓄倉庫 151 倉庫」に記載され、1 倉庫当たりの標準的な配備数量を備えるものとされている

備蓄物資の状況は、表 15、表 16 及び表 17 のとおりである。

【表 15】標準備蓄物一覧

区 分			非 常 食 糧							
			アル フ ア 米	（ 個 食 タ イ プ ） アル フ ア 米	（ アル レ ル ギ ー 対 応 ） アル フ ア 米	（ お か ゆ ） アル フ ア 米	缶 詰 パ ン	乾 パ ン	栄 養 補 助 食 品 カ ロ リ ー メ イ ト	ミ ル ク
種 別	区	名 称	（ 食 ）	（ 食 ）	（ 食 ）	（ 食 ）	（ 食 ）	（ 食 ）	（ 食 ）	
防 災 倉 庫	中 央	渡鹿公園	5,850	700	500	0	720	5,220	720	200
		八王寺中央公園	5,850	700	500	0	720	5,220	720	200
		白川公園	5,900	800	800	3,400	864	5,580	720	200
	東	秋津中央公園	5,850	750	650	1,950	864	5,220	720	200
		錦ヶ丘公園	2,000	700	500	0	720	4,380	720	200
		山ノ内中央公園	2,000	700	500	0	720	4,380	720	200
	西	蓮台寺公園	4,850	1,050	650	0	1,104	3,660	720	200
		池上中央公園	2,000	1,100	1,000	1,950	1,200	4,380	720	200
	南	平成中央公園	5,850	2,150	1,650	1,950	2,304	5,248	720	200
	北	楠中央公園	4,850	2,150	1,650	1,950	2,304	4,352	720	200
備 蓄 倉 庫	東	託麻まちづくりセンター	2,000	0	0	0	0	4,380	480	-
		河内公民館	3,500	0	0	0	0	3,200	420	-
	西	花園まちづくりセンター	2,000	0	0	0	0	3,200	480	-
		芳野分室	1,150	0	0	0	0	640	300	-
		南区役所	500	0	0	0	0	420	480	-
	南	飽田まちづくりセンター	3,500	0	0	0	0	3,200	420	-
		天明まちづくりセンター	3,500	0	0	0	0	3,200	420	-
		城南まちづくりセンター	1,000	0	0	0	0	1,740	480	-
		幸田まちづくりセンター	3,000	0	0	0	0	3,200	420	-
		南部まちづくりセンター	1,500	0	0	0	0	4,140	480	-
		北区役所	1,500	0	0	0	0	2,688	480	-
	北	北部まちづくりセンター	2,000	0	0	0	0	4,380	480	-
		清水まちづくりセンター	2,000	0	0	0	0	3,200	480	-
		龍田まちづくりセンター	2,000	0	0	0	0	4,380	480	-
合 計			74,150	10,800	8,400	11,200	11,520	89,608	13,500	2,000

生活物資																
毛布	ポリ食器	スプーンセット	ポリ水タンク	タオル	ゴミ袋	メガホン	ライト	リヤカー	ボール	ブルーシート	肌着セット(男)	肌着セット(女)	ローソク	釜戸セット	飯重缶	両手鍋
(枚)	(個)	(組)	(個)	(枚)	(枚)	(個)	(個)	(台)	(本)	(枚)	(着)	(着)	(本)	(組)	(個)	(個)
300	300	300	300	300	1,300	2	4	3	10	20	300	300	300	2	2	2
300	300	300	300	300	1,000	2	4	3	4	11	300	300	300	2	2	2
300	300	300	300	300	300	2	4	4	10	20	300	300	300	2	2	2
500	300	300	300	300	1,800	2	4	3	10	20	300	300	300	2	2	2
350	220	300	300	300	1,000	2	4	3	10	20	300	300	300	2	2	2
300	300	300	300	300	300	2	4	3	4	10	300	300	300	1	1	1
300	300	300	300	300	1,000	2	4	3	10	20	300	300	300	2	2	2
240	240	300	300	300	1,200	1	3	3	4	10	300	300	300	1	1	1
300	300	300	300	300	1,200	2	4	3	10	10	300	300	300	2	2	2
600	660	300	300	300	2,100	2	4	3	10	10	300	300	300	2	2	2
300	300	250	300	300	300	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	1
300	300	300	300	300	1,800	2	2	2	4	5	300	300	300	1	1	1
300	300	200	300	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	1
100	90	100	300	100	600	1	2	2	2	5	50	50	100	1	1	1
300	400	400	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
300	300	300	300	300	1,800	1	1	2	4	10	300	300	300	1	1	1
300	370	300	300	300	1,800	1	1	2	4	10	300	300	300	1	1	1
300	400	400	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
300	300	250	300	300	1,500	1	1	1	4	10	200	200	300	1	1	1
300	300	250	300	300	1,200	1	1	1	4	10	200	200	300	1	1	1
300	400	400	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
300	300	300	300	300	1,500	2	2	2	4	10	300	300	300	1	1	1
290	300	250	300	300	1,200	1	1	1	4	10	200	300	300	1	1	1
300	300	300	300	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	1
7,480	7,580	7,000	7,200	6,100	25,900	32	53	47	124	251	5,750	5,850	6,100	32	32	32

【表 16】 防災倉庫資機材一覧

番号	区	名 称	備蓄物資名と数量 (1箇所当たり)	
1	中央区	渡鹿公園	テント (2間×3間)	5張
2		八王寺中央公園	自転車	3台
3		白川公園	担架	3本
2	中央区	八王寺中央公園	トラロープ	3巻
3		白川公園	ヘルメット	15個
3		白川公園	バケツ	10個
4	東区	秋津中央公園	金てこ	10本
5		錦ヶ丘公園	ノコ	5本
6		山ノ内中央公園	スコップ	10丁
4	東区	秋津中央公園	ナタ	5本
5		錦ヶ丘公園	ハンマー	5本
6		山ノ内中央公園	土のう袋	1,000枚
5	東区	錦ヶ丘公園	発電機	1台
6		山ノ内中央公園	投光機	4台
6		山ノ内中央公園	三脚・コード	2台
6	東区	山ノ内中央公園	やかん	5個
7		蓮台寺公園	卓上ガスコンロ	5個
8		池上中央公園	同上・ボンベ	15本
7	西区	蓮台寺公園	トイレハウス	3台
8		池上中央公園	ポータブルトイレ	6台
8		池上中央公園	同上・薬剤	3箱
8	西区	池上中央公園	折りたたみ椅子	10脚
9		平成中央公園	長机	3台
9		平成中央公園	燃料缶	3個
9	南区	平成中央公園	キャビネット	2台
10		楠中央公園	脚立	2個
10		楠中央公園	延長コード	2本
10	北区	楠中央公園	カッター	2本
10		楠中央公園	緊急時給水装置	1式
10		楠中央公園	消防用ポンプ	1式

【表 17】 分散備蓄倉庫資機材一覧

品目及び数量		品目及び数量	
トランジスタメガホン	2個	折畳式リヤカー	1台
メガホン (大)	1台	鍋・釜 (炊事器具) セット	1式
発電機	1台	カセットガスコンロ	2台
投光機	2基	担架	1台
コードリール	2巻	乾電池 (単1・単2・単3)	各10個
カセットコンロ用ボンベ	10本	懐中電灯	1台
災害用救急セット	1セット	紙コップ・紙皿等	

イ 物資項目の相違及び重複について

防災計画に記載してある備蓄物資一覧の物資項目と防災倉庫規程及び備蓄倉庫規程並びに供給マニュアルにある備蓄物資一覧の物資項目が相違しているものが見受けられた。

また、防災倉庫規程にある生活物資一覧の物資項目と同規程にある資機材一覧の物資項目が重複しているものも見受けられた。

<防災計画にあつて規程にない物資項目>

- ・やかん 5個
- ・卓上ガスコンロ 5個
- ・同上・ボンベ 15本

<防災計画になく規程にある物資項目>

- ・バール 10本
- ・ブルーシート 20枚

<防災計画にあつて供給マニュアルにない物資項目>

- ・金てこ 10本

<防災計画になく供給マニュアルにある物資項目>

- ・バール 10本

<防災倉庫規定の生活物資一覧と資機材一覧で重複している物資項目>

- ・バール
- ・ブルーシート

備蓄物資一覧は各倉庫内の物資管理において基準となるものであり、当然ながら防災計画や規程等と物資項目は統一されていなければならない。

関係部署においては、物資項目に相違及び重複がないよう整合性をとられたい。

ウ 備蓄物資の棚卸しについて

(ア) 棚卸しの実施時期について

防災倉庫規程によれば、棚卸しは年1回とし、4月に実施するとされている。また、備蓄倉庫規程によれば、年1回実施するとされている。

しかしながら、防災倉庫については、全ての倉庫で棚卸しが行われていない状況であった。

また、備蓄倉庫の一部でも棚卸しを実施していない倉庫が見受けられた。さらに、備蓄倉庫については、規程に明確な実施時期が規定されていないため、年1回していれば良いとの見方もでき、棚卸しの集計時期にバラつきが生じることが懸念される。

そして、分散備蓄倉庫については、規程自体がないため棚卸しの実施時期や実施者が不明確であった。平成30年(2018年)4月15日に行われた震災対処

実動訓練において、「平成 30 年度（2018 年度）震災対処実動訓練に伴う分散備蓄倉庫の資機材・非常食等物資在庫確認実施要領」（以下「実施要領」という。）が示されてはいるが、周知が徹底されておらず棚卸しを行っていない倉庫が見受けられた。

棚卸しの実施状況は、表 18 のとおりである。

【表 18】棚卸しの実施状況

（単位：倉庫）

区 分	実施している	実施していない	合 計
防災倉庫	0	10	10
備蓄倉庫	3	11	14
分散備蓄倉庫	100	51	151
合 計	103	72	175

平成30年（2018年）4月1日現在

なお、平成 30 年（2018 年）4 月 15 日以降に棚卸しを実施した倉庫は、同年 12 月末時点で防災倉庫 7 倉庫、備蓄倉庫 5 倉庫である。

[指摘事項 4]

平成 30 年（2018 年）4 月 15 日時点で約 4 割の倉庫が棚卸しを実施していないのは事務の懈怠と言わざるを得ない。棚卸しは、市全体の備蓄物資の把握に繋がることから、その重要性を十分に認識され、適正に実施されたい。

また、備蓄物資の在庫状況を正確に把握し食糧品の入替えや資機材の補充を的確に行うためにも、各倉庫の棚卸しは毎年 4 月の震災対処実動訓練に合わせて実施するなど、統一した実施時期を規程に明記され、取り組まれない。

(イ) 棚卸しの作業効率化について

備蓄物資の棚卸しについては、実施主体である危機管理防災総室及び健康福祉政策課が実施要領を定め、各区役所福祉課などの棚卸し実施者が棚卸表を用い実施することとされている。

棚卸しの作業状況を確認したところ、倉庫内にある全ての備蓄物資の数量を確認している状況であった。棚卸しは年 1 回ではあるが、棚卸し作業には相応の時間と労力がかかると思われ、作業を効率的に行う必要性が認められた。

賞味期限等がなく、年間を通して変動がないと思われる生活物資及び資機材のうち、動作確認等の不要な物資については、棚卸しの都度、全数量を確認するのは非効率と思われる。例として、予め紐やテープなどで封をし、見えやすい箇所に数量を明記の上、棚卸しの際はその数量を台帳で確認するような手法

をとるなど、棚卸しの作業効率化について検討されたい。

エ 備蓄物資の在庫数の把握について

行政監査の実施に当たり、備蓄物資の在庫数の把握状況について、関係資料の提出を求め、また、実地監査において備蓄物資の数量を確認したところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・取りまとめを行っている健康福祉政策課からは、倉庫ごとの棚卸表が提出されたものの、その結果が集計されておらず、全倉庫分の一覧表は提出されなかった。
- ・棚卸しを実施していない倉庫があった。
- ・棚卸表が作成されていない倉庫があり、数量の確認ができなかった。
- ・倉庫によって棚卸しの実施時期が一定ではなかった。
- ・備蓄物資を把握するための管理台帳も「受払簿」としての機能を有しておらず、現地にて備蓄物資がどれだけ存在するのかが分からない状況であった。
- ・棚卸しを実施した倉庫の棚卸表と実地監査時の数量とで過不足が見られた。
- ・供給マニュアルの備蓄目標数量において配備するとされている備蓄物資と実地監査時の数量とで過不足が見られた。

このように、備蓄物資の在庫数については、数量の過不足、棚卸しや管理台帳の不備、取りまとめを行う体制が整っていないことなどから、市全体として何がどれだけあるのかが把握されていない状況であった。

[指摘事項 5]

備蓄物資の在庫数を把握しておくことは、災害時において被災者への物資の円滑な供給と、食糧品等の入替えや資機材の補充など備蓄対策を講じる上で、最も重要な事項である。

今回の監査において、市全体として備蓄物資が把握されていないなどの不適切な事項が見受けられたのは、備蓄物資を管理する体制に問題があったからと言わざるを得ない。

備蓄物資の在庫数の把握については、適切な管理台帳を整備された上で、適正な棚卸しを実施するとともに、正確な数量が把握できるよう体制を見直されたい。

オ 備品の管理について

行政監査の実施に当たり、備品台帳の提出を求め、実地監査において、備品の管理について確認を行った。

<防災倉庫>

防災倉庫においては、備品登録してある消防用ポンプ機械及び避難所用発電機（小型発電機）、非備品の資機材である防災倉庫用発電機（大型発電機）、緊急時給水装置について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・消防用ポンプ機械については、事前に提出された備品台帳に掲載され、実地監査を行った全ての倉庫において備品シールが貼付されており、備品台帳との整合性がとれていた。
- ・避難所用発電機（小型発電機）については、実地監査を行った全ての倉庫において備品シールが貼付されていなかった。また、事前に提出された備品台帳についても、一括購入のため表記がまとめて記載されており、各々の避難所用発電機が特定できなかった。
- ・実地監査において、配備されているべき防災倉庫用発電機（大型発電機）の所在が確認できない倉庫（1 倉庫）があった。過去の点検報告書を確認すると、平成 22 年（2010 年）5 月 8 日の点検で「大型発電機未だなし」と記載されており、相当前から配備されていないものと推察される。所管課である土木センターに確認を行ったところ、平成 14 年度（2002 年度）の建築当時の関係書類がなく詳細は不明だが、当初から未配備だと思われるとのことであった。

<備蓄倉庫>

備蓄倉庫においては、コンテナ（備蓄倉庫本体）について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・備品シールが貼付されていない倉庫（1 倉庫）があった。

<分散備蓄倉庫>

分散備蓄倉庫においては、倉庫本体について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・事前に提出された備品台帳については、一括購入のため表記がまとめて記載されており、各々の倉庫本体の特定ができなかった。
- ・備品シールが貼付されていない倉庫（4 倉庫）があった。

<防災・備蓄・分散備蓄倉庫共通>

今回の実地監査で確認した備品以外にも、備品台帳上に記載のあるテントや担架、リヤカーなど複数の備品が配備されているが、これらについても、一括購入のため表記がまとめて記載されており、各々が特定できない状況であった。

備品の管理については、平成27年（2015年）10月に契約政策課から所管の各課（室）に対し、備品の適正な管理の徹底について依頼がなされている。さらに、平成28年（2016年）10月に組織改編及び熊本地震の発生に伴い、再度、備品の適正な管理について依頼が行われ、同年11月下旬を目途に全庁的に整備作業が行われたところである。

しかしながら、今回の監査において、備品シールの貼付がされていないもの、備品が特定できないものなどの不備事項が見受けられている。

備品が多数及び広域に存在することや、熊本地震の影響などにより台帳の完全な整備には時間を要するものと思われるが、備品は公費で購入されていることを踏まえると、その管理は適正に行わなければならない。

今後、未整備の部署においては、整備方法についても単純に台帳を基準に備品の所在を確認するだけでなく、存在する備品を基準として台帳を整備するなど、効率性も加味した上で備品整備の方針と期限を定め、計画的に備品台帳の整備を完了するよう努められたい。

なお、防災倉庫に配備されるべき大型発電機については、早急に対策を講じられるよう検討されたい。

(4) 防災倉庫等の施設の状況について

ア 施設の管理状況について

実地監査において、施設の管理状況について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

<倉庫本体に関する事項>

(防災倉庫)

- ・雨樋が破損しているところがあった。
- ・軒板が破損しているところがあった。
- ・外壁に小穴が見受けられた。
- ・縦樋と外壁との接合部分に破損しているところがあった。
- ・出入口扉の金具（フランス落し）が損傷し開閉できず、大型の資機材を搬出できない状況であった。

(備蓄倉庫)

- ・経年劣化により倉庫本体の金属部分が腐食しているところがあった。
- ・屋根や内壁、床において、雨水の漏水による応急的な修繕が行われていたが、応急的な対応であるため備蓄物資の配置場所が狭くなっていた。

<倉庫外に関する事項>

(分散備蓄倉庫)

- ・出入口付近に小型サッカーゴールや菜園用の土などが置かれ、出入りの妨げとなっているところがあった。

<倉庫内に関する事項>

(防災倉庫)

- ・資機材が通路に置かれ、資機材の出し入れや通行の妨げとなっているところがあった。

(備蓄倉庫)

- ・屋外に設置されているため、夜間などは倉庫内が暗くなり見えない恐れがあり、懐中電灯を入り口付近に設置するなどの対策の必要性が認められた。
- ・各方面からの支援物資である毛布が大量にあり、保管スペースがなく整理整頓の必要性が認められた。

(分散備蓄倉庫)

- ・屋外に設置されているため、夜間などは倉庫内が暗くなり見えない恐れがあり、懐中電灯を入り口付近に設置するなどの対策の必要性が認められた。
- ・大量のライターが袋に入れられ置いてあり、近くに卓上ガスボンベも保管してあったため、危険性が認められた。
- ・紙皿や割り箸等の大量の備蓄品があり、倉庫の保管スペースに余裕がない倉庫も見受けられた。

防災倉庫等における施設の維持管理は、災害時において問題なく備蓄物資が利用できるよう、適切な管理が求められる。

今回の監査で倉庫本体や倉庫外、倉庫内において見受けられた事項については、必要な修繕や対策を講じられ適切な管理に努められたい。

また、倉庫内には多数の卓上ガスボンベが備蓄されていることから、火気を遠ざけ、衝撃を受けないように保管するとともに、夏季においては倉庫内が高湿多湿とならないように注意が必要である。なお、卓上ガスボンベについては、一般的には40度以下の湿気の少ない場所での保管を注意喚起されている。

同様に、ライターの備蓄についても、火気を遠ざけるのはもちろんのこと、一般的に50度以上の高温にさらさないよう注意喚起されていることから、保管方法については十分に留意され、火災予防のため適切な管理を徹底されたい。

【写真5】不備箇所の事例



〔雨樋破損の事例〕



〔軒板破損の事例〕



〔縦樋と外壁との接合部分破損の事例〕



〔屋根の応急処置の事例〕



〔出入りの妨げとなっている事例〕



〔通路の妨げとなっている事例〕

イ 倉庫内の整理整頓について

防災倉庫規程によれば、倉庫内の備蓄物資の整理は、配置図を作成し、棚には表示ラベルを貼付し、利用しやすいように整理するとされている。また、備蓄倉庫規程によれば、棚への表示ラベルの貼付の規定はないものの、配置図を作成し、利用しやすいように整理するとされている。

実地監査において、倉庫内の整理整頓の状況について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

<防災倉庫>

- ・配置図は作成されていたものの、倉庫内に貼付されていなかった。
- ・配置図どおりに備蓄物資が配置されていなかった。
- ・配置図どおりに表示ラベルが貼付されていなかった。

<備蓄倉庫>

- ・配置図は作成されていたものの、倉庫内に貼付されていなかった。
- ・配置図どおりに備蓄物資が配置されていなかった。

<分散備蓄倉庫>

- ・分散備蓄倉庫については、規程自体がないが、全ての倉庫において配置図は作成されておらず、棚への表示ラベルの貼付もされていなかった。

平成 19 年度（2007 年度）行政監査において、備蓄物資の配置場所が統一されていないこと及び一覧表が掲示されていないことに対し、備蓄物資の配置場所を統一するとともに、備蓄物資一覧表と倉庫内配置図を所定の場所に掲示するよう努められたいとし、また、物資を探すのを容易にするため、防災倉庫の棚には物資名の表示ラベルを貼付されたいと指摘している。このことについては、平成 20 年（2008 年）12 月に配置場所の統一、備蓄物資一覧表及び倉庫内配置図の掲示、並びに表示ラベルの貼付などの措置が講じられている。

しかしながら、今回の監査において、配置図が倉庫内に貼付されていない、配置図どおりに備蓄物資が配置されていないなどの事項が見受けられている。背景としては、熊本地震により倉庫内の備蓄物資が使用されたことや、各方面からの支援物資が搬入されたことにより適切な配置が困難であったものと推察される。

防災倉庫等は、災害時において地域の防災活動拠点となることから、災害時における物資供給は、被災者に対して、より迅速かつ円滑に物資が供給されなければならない。

関係部署においては、配置図に即した棚への表示ラベルの貼付を行われるとともに、表示ラベルにマグネットタイプのものを使用するなど、ラベルの位置を簡易に変えられるような工夫をし、倉庫内の整理整頓に努められたい。

また、4 月に行われている震災対処実動訓練に合わせ、棚卸しと整理整頓を同時に行うことにより事務の効率化を図るなど、実施方法についても検討されたい。

【写真6】不備箇所の事例



〔表示ラベルと異なる配置の事例1〕



〔表示ラベルと異なる配置の事例2〕

(5) 備蓄物資の整備（購入）計画及び処分について

ア 備蓄物資の整備（購入）計画について

（ア）備蓄目標について

供給マニュアルによれば、熊本地震では指定避難所や指定以外の場所に11万人を超える避難者が発生したことから、大規模災害時に必要な備蓄物資について、避難者数を11万人と想定し備蓄対策を講じるとされている。

備蓄目標数量は、五目御飯（アルファ化米）、乾パン、おかゆ、ミルクなどの食糧は223,200食、飲料水は220,000ℓ、毛布・レスキューシートは110,000枚など、備蓄する品目に応じた備蓄目標数量が設定されている。

備蓄目標数量は、表19のとおりである。

【表 19】 備蓄目標数量

食料		合計 (①+②+③)		223,200食
①	五目御飯 (アルファ米)・乾パン・缶詰パン・栄養補助食品 《対象：3歳から69歳まで》	$110,000人 \times 80.09\% \times 2食分 \times 1日 \div 176,000食$		
	② おかゆ・アレルギー対応食 《対象：1歳、2歳及び70歳以上》	$110,000人 \times 18.98\% \times 2食分 \times 1日 \div 42,000食$		
	③ ミルク 《対象：0歳》	$110,000人 \times 0.93\% \times 5食/日 \times 1日 \div 5,200食$		
飲料水				
	飲料水	$110,000人 \times 2l (1日分) = 220,000l$		
生活必需品				
①	毛布・レスキューシート	$110,000人 \times 1枚 \div 110,000枚$		
	紙おむつ	乳児用 《対象：0歳から3歳》 $110,000人 \times 3.76\% \times 3枚/日 \times 1日 \div 12,500枚$ 大人用 《要介護の高齢者を想定》 $110,000人 \times 0.5\% \times 8枚/日 \times 1日 \div 4,400枚$		
③	生理用品 《対象：10歳から55歳女性》	$110,000人 \times 28.00\% \times 3/30 \times 8枚/日 \times 1日 \div 25,000枚$		
④	その他			
	防災倉庫 (10箇所) 備蓄倉庫 (14箇所)	(1箇所あたり)		
	ポリ食器	300個	スプーン	300組
	ポリ水タンク	300個	タオル	300枚
	ゴミ袋	1,500個	メガホン	3個
	ライト	3個	リヤカー	3台
	肌着セット (男・女)	各300着	やかん	5個
	卓上コンロ	5台	ガスボンベ	15本
	ローソク	300本	釜戸セット	2組
	飯重缶	2個	両手鍋	2個
避難所用間仕切りセット	10セット	避難所用マット	5本	

資機材				
①	集中備蓄倉庫（防災倉庫）10箇所			
	（防災倉庫）10箇所		（1箇所あたり）	
	テント（2間×3間）	5張	自転車	3台
	担架	3巻	トラロープ	3巻
	ヘルメット	15個	バケツ	10個
	バール	10本	ノコギリ	5本
	スコップ	10本	鉋	5本
	ハンマー	5本	土のう袋	1,000枚
	発電機	1台	投光機	4台
	三脚・コード	2台	トイレハウス	3台
	ポータブルトイレ	6台	ポータブルトイレ薬剤	3箱
	長机	3台	燃料缶	3個
	キャビネット	2台	脚立	2個
	延長コード	2本	給水装置（山ノ内除く）	1式
	カッター	2本	消防用ポンプ	1式
	折り畳み椅子	10脚	卓上ガスボンベ	15本
	災害用救急セット(防災倉庫10箇所・備蓄倉庫14箇所 計24箇所)			1セット
	②	分散備蓄倉庫		
		151箇所		（1箇所あたり）
		トランジスタメガホン	2個	折畳式リヤカー
メガホン（大）		1台	鍋・釜(炊事器具)セット	1式
発電機		1台	カセットガスコンロ	2台
投光機		2基	担架	1台
コードリール		2巻	乾電池(単1・単2・単3)	各10個
カセットコンロ用ボンベ		10本	懐中電灯	1台
災害用救急セット		1セット	紙コップ・紙皿等	

【参考】目標数量算定根拠

年齢区分	割合	適用
3歳から69歳まで	80.09%	五目御飯（アルファ米） 乾パン・栄養補助食品
1歳、2歳及び70歳以上	18.98%	おかゆ
0歳	0.93%	ミルク
0歳から3歳	3.76%	乳幼児用紙おむつ
要介護の高齢者数	0.50%	大人用紙おむつ
10歳から55歳女性	28.00%	生理用品

※割合は、熊本市人口統計（平成28年（2016年）4月1日現在）に基づき算定。

※要介護の高齢者数は、内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年（2015年）3月）を参考に算定

(イ) 整備（購入）計画について

供給マニュアルによれば、備蓄物資は、整備（購入）計画を定め、年次計画を立て整備していくとされており、備蓄目標数量について、平成33年度（2021年度）までに整備する計画である。

整備（購入）計画は、表 20 のとおりである。

【表 20】整備（購入）計画

食料・生活必需品 ※賞味期限等に応じ、計画的に購入する。		
1	五目御飯（アルファ米）・おかゆ・アレルギー対応食・乾パン・缶詰パン・栄養補助食品	5箇年間の賞味期限を有するものを購入する。有効期限が1年未満については、地域の防災訓練等において有効活用を図る。
2	ミルク	18箇月の賞味期限を有するものを購入。
3	毛布・レスキューシート	長期保存ができるよう、真空パックした毛布を購入する。また保温対策としてレスキューシートを活用する。
4	紙おむつ・生理用品・トイレットペーパー	大人用の紙おむつについて、仕様は汎用性が高いものを購入する。 紙おむつ（大人用・乳幼児用）、生理用品及びトイレットペーパーなど、生活必需品については、衛生面を考慮して、定期的に購入する。
飲料水		
	飲料水	熊本地震の教訓を踏まえ、避難所にできるだけ身近な場所にペットボトルで備蓄する。 5箇年間の消費期限を有するものを購入する。有効期限が1年未満については、地域の防災訓練等において有効活用を図る。
資機材		
	資機材	資機材のうち、充足していないものを優先して整備していく。その他、備蓄に適さない資機材については、災害時物資等供給に関する協定に基づき、応援を要請する。
備蓄物資の管理		
	備蓄物資の管理については、校区防災連絡会及び避難所運営委員会が避難所開設訓練時等に確認を行うとともに、それぞれの物資を所管する部署において数量チェック等を実施し、防災倉庫・備蓄倉庫等維持管理規程等に基づき適正な管理を行う。	

イ 備蓄物資の処分について

防災倉庫規程及び備蓄倉庫規程によれば、健康福祉政策課が入替えをした食糧について、健康福祉政策課が消防局予防課へ引継ぎ、防災意識啓発のための訓練等に利用するとされている。また、訓練等で使用した内容について取りまとめを行い、使用できなかった食糧についても、処分した品目、数量、日付及び処分方法を整理した上で、年度末に危機管理防災総室へ報告するものとされている。

食糧品の処分について確認を行ったところ、直近の処分状況は、平成 28 年度（2016 年度）分 [平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）への引継ぎ] において、引継ぎ [平成 28 年（2016 年）3 月 16 日付] 及び利用状況と処分状況の報告 [平成 29 年（2017 年）3 月 7 日付] がなされており、適切に処理が行われていた。なお、平成 29 年度（2017 年度）分の引継ぎ及び報告並びに平成 30 年度（2018 年度）分の引継ぎの実績はない。

また、熊本地震の際の各方面からの支援物資において、賞味期限が迫った食糧品等については、地域、学校等の防災訓練や各種行事などで有効活用が図られ、やむなく賞味期限切れとなった食糧品等については、非常食糧の所管課である健康福祉政策課により、平成 30 年（2018 年）3 月に一括して堆肥化・再資源化による廃棄処分が行われていた。

(6) 地域団体との連携について

防災計画によれば、大規模災害の発生時には、職員の被災などによる行政機能の低下等により、避難所の開設・運営に対する行政支援の遅れが予想されることから、地域住民が自主的に組織的な防災活動を行うことなどが、住民の生命・身体・財産を守る必要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが被害の軽減を図る上で極めて重要であることから、自主防災クラブの結成が必要とされている。

また同時に、地域（校区自治協議会等）主体の避難所運営が必要であり、本市では、平常時から関係者が集まって「校区防災連絡会」を開催し、発災後は「避難所運営委員会」を中心とした自主的な避難所開設・運営が行えるよう、体制づくりが進められている。

ア 自主防災クラブについて

自主防災組織の結成については、既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織（自主防災クラブ）として育成することを基本としており、防災倉庫規程においては、消防局が自主防災クラブに、消防ポンプの操作手順又は防災倉庫利用についての指導を行うこととされている。

本市の自主防災クラブは、平成 31 年（2019 年）1 月末日現在、市内全 917 町内のうち 738 町内（80.5%）で結成されている。

イ 校区防災連絡会について

防災計画によれば、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域団体」、市が派遣する「避難所担当職員」、「施設管理者」からなる「校区防災連絡会」が設立され、小学校区内にある指定避難所等との調整を図るものとされている。

本市の校区防災連絡会は、平成 31 年（2019 年）1 月末日現在、市内全 96 地区のうち 64 地区で設立されている。

ウ 避難所運営委員会について

「避難所運営委員会」は、「校区防災連絡会」から指名された「地域団体」と、市が派遣する「避難所担当職員」、「施設管理者」及び「避難者」で構成され、発災後における避難所開設・運営を行うものとされている。さらに、近隣の地域指定一時避難場所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資供給に努めるものとされている。

9 まとめ

我が国においては、熊本地震以降も、平成 30 年（2018 年）6 月に発生した「大阪府北部を震源とする地震」、同年 9 月の「平成 30 年（2018 年）北海道胆振東部地震」、あるいは、「平成 29 年（2017 年）7 月九州北部豪雨」、西日本を中心に中部地方や北海道を含む全国的な広い範囲で被害のあった「平成 30 年（2018 年）7 月豪雨」など、突発的かつ大規模な災害の発生が続いており、各地で甚大な被害を受けている。

しかし、これらの災害は、その発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害による被害をできるだけ少なくするための対策として、防災計画を立てることが重要となる。このようなことから、国においては、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら防災上必要と思料される諸施策の基本を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画における重点事項の指針を示すことによって、我が国の災害に対処する能力の充実強化を図ることを目的とした防災基本計画が策定されている。

また、本市においても、この防災基本計画に示された基本方針に基づき、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを推進することを目的とした防災計画が策定されている。

このような中、本市の災害対応力の強化における役割の一つである防災拠点施設の整備を図る上で、特に重要である被災者の生命維持や生活に最低限必要な備蓄物資の供給拠点となる防災倉庫等において、熊本地震等の経験が活かされず不適切な事項が見受けられたことは看過することができない。

今後 30 年以内の発生確率が 70～80%ともされ、東海地方や西日本を中心に甚大な被害が起きる可能性があるとされている南海トラフ巨大地震は、最大級としてマグニチュード 9 クラスの巨大地震が懸念されており、国の想定では大津波などによる死者が最大

で30万人を超えるとされている。こうしたことから、大規模災害に備え、熊本地震における教訓を今一度見つめ直し、災害時における被災者への円滑な備蓄物資の供給が図られるよう、防災倉庫等の適切な管理及び運用を望むものである。